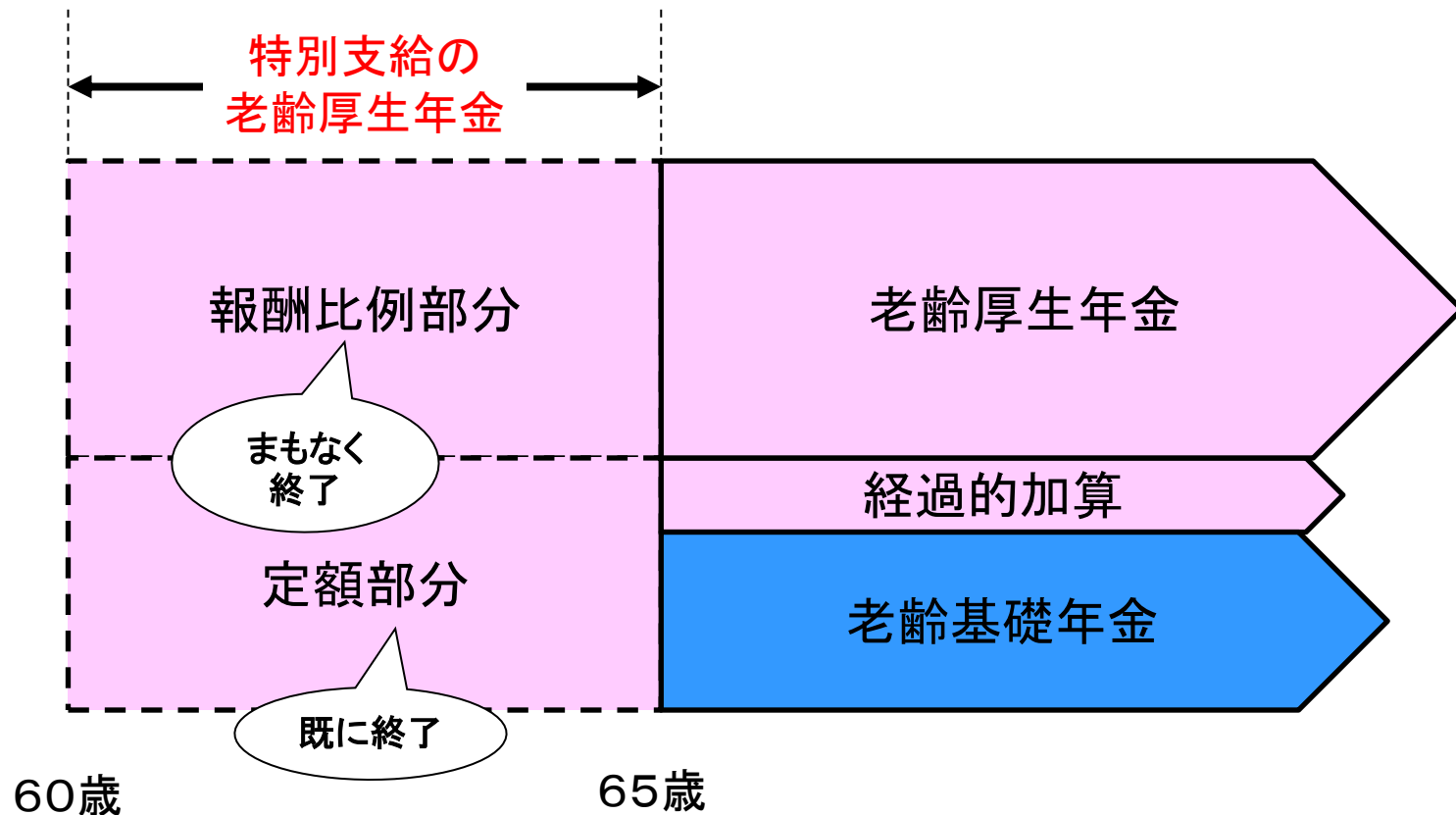


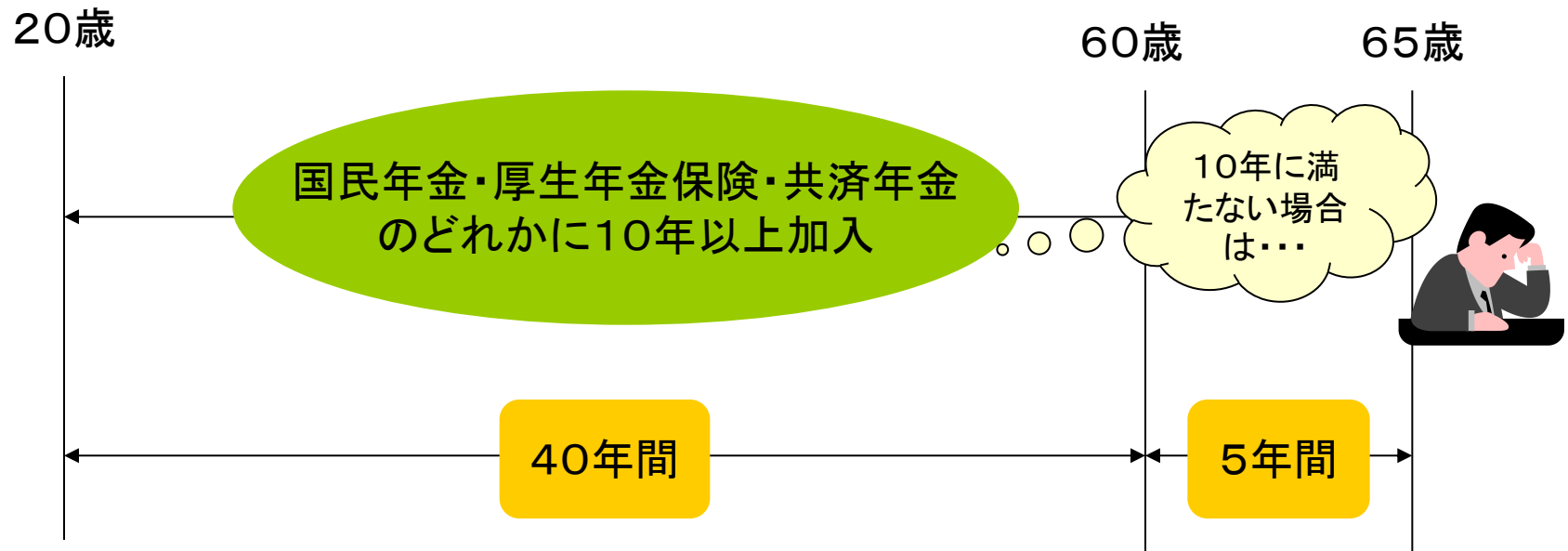
老齢給付のイメージ図



※1961年4月2以降生まれの男性、1966年4月2以降生まれの女性は
特別支給の老齢厚生年金は支給されない(65歳以降のみとなる)

老齢基礎年金を受給するためには原則として 10年(120ヵ月)以上の受給資格期間が必要

保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間(カラ期間)≥10年



老齢厚生年金の支給要件

特別支給の老齢厚生年金
(60歳台前半)

老齢厚生年金
(65歳以降)

老齢基礎年金の受給資格期間(原則10年)を満たしている

厚生年金保険の被保険者期間が1年
以上ある

厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月
以上ある

※1961年4月2以降生まれの男性、1966年4月2以降生まれの女性は
特別支給の老齢厚生年金は支給されない(65歳以降のみとなる)

年金額の計算（老齢基礎年金）

他の全ての年金額の計算の基となる

老齢基礎年金の満額＝831,700円（2025年度価格）

老齢基礎年金の額＝831,700円×保険料納付済月数÷加入可能月数（480月）

保険料納付済月数とは、以下の期間（月数）を合算したもの

第1号被保険者・・・国民年金保険料納付済月数（任意加入期間も含む）

第2号被保険者・・・厚生年金保険加入月数（20歳以上60歳未満）

第3号被保険者・・・第3号被保険者であった月数

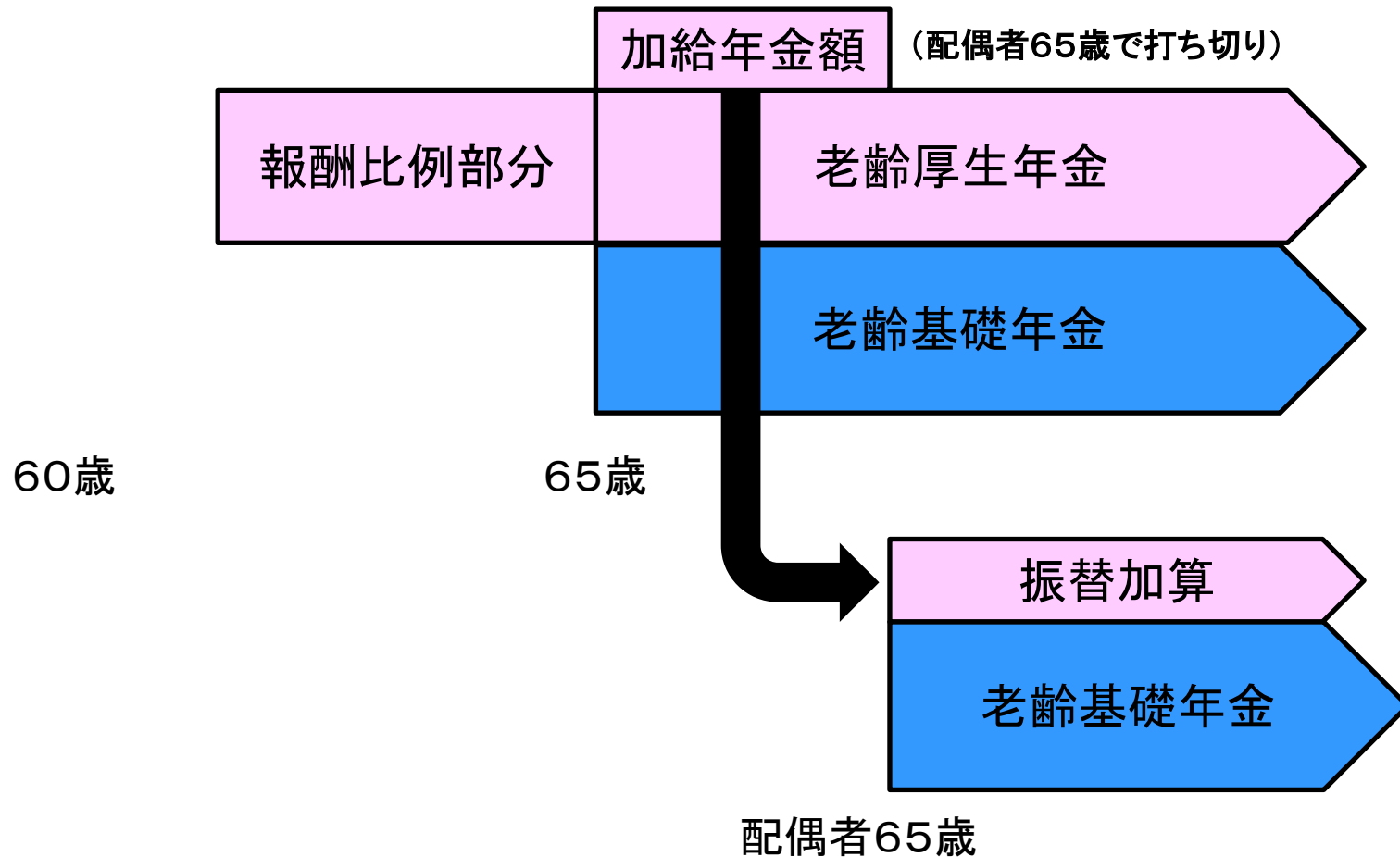
年金額の計算（付加年金）

付加年金の額＝200円×付加保険料納付済月数

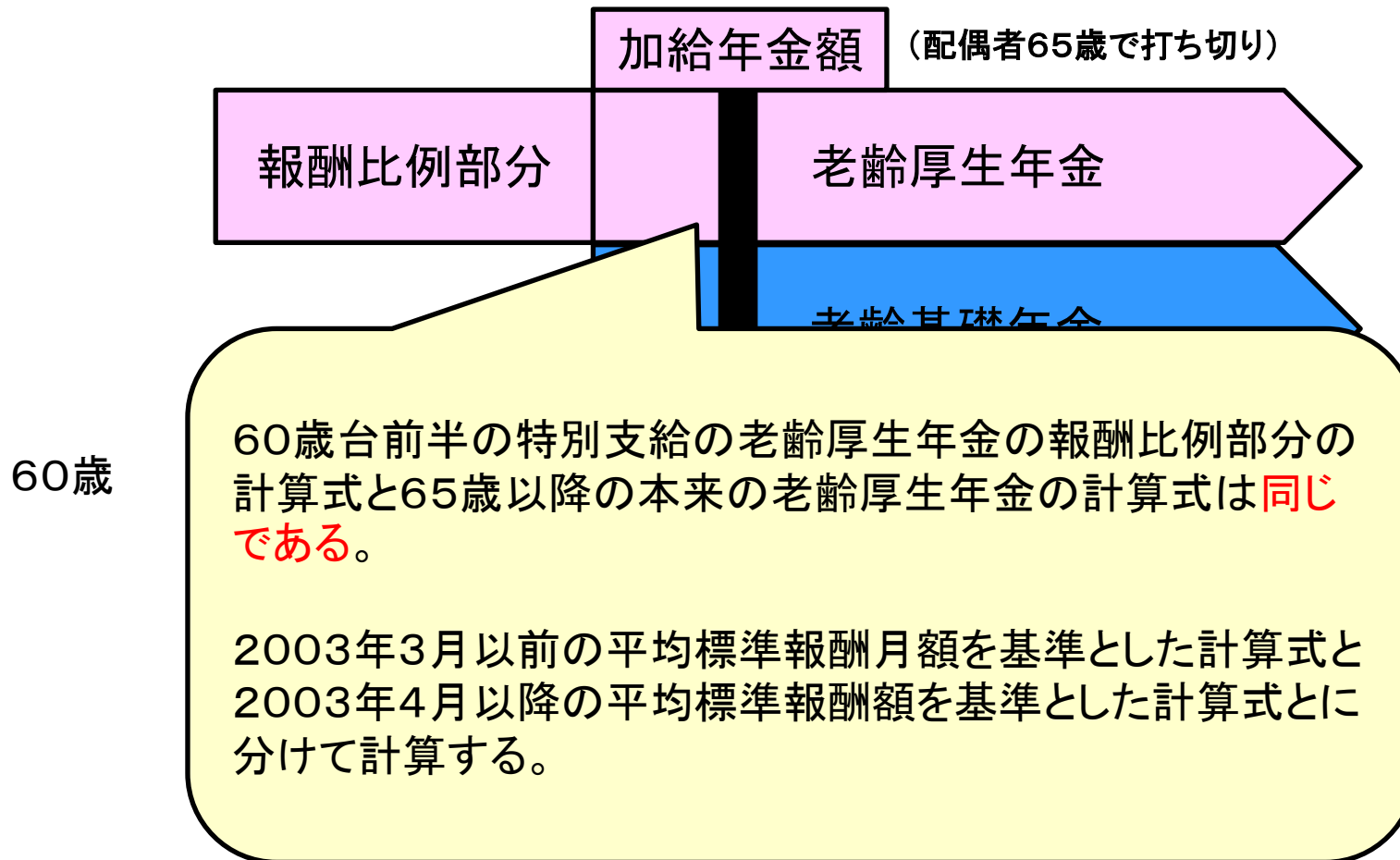
付加年金の特徴は以下のとおり

- ・付加年金は老齢基礎年金と併せて一生涯支給される。
- ・保険料は月々400円で、年金支給開始から実質2年で元が取れる。
- ・付加年金に加入できるのは国民年金第1号被保険者のみである。
- ・国民年金基金に加入すると付加年金は納付できない。
- ・老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ受給をすると付加年金も同様に繰り上げ・繰り下げとなり年金額は同じ割合で減額または増額される。

年金額の計算（老齢厚生年金）



報酬比例部分（老齢厚生年金）の計算



加給年金額について

加給年金額

(配偶者65歳で打ち切り)

(受給権者)

生計維持関係のある65歳未満の配偶者や年金法上の子がいる場合(年金の配偶者手当、家族手当の意味合いがある)

(支給要件)

厚生年金保険の被保険者期間20年(240月)以上、65歳に達して老齢厚生年金の受給権を得たとき

※老齢給付の繰下げ期間中は支給されないので注意！

(支給打ち切り)

対象になっていた配偶者が65歳に達して老齢基礎年金を受け取れるようになったとき等

(加給年金額)

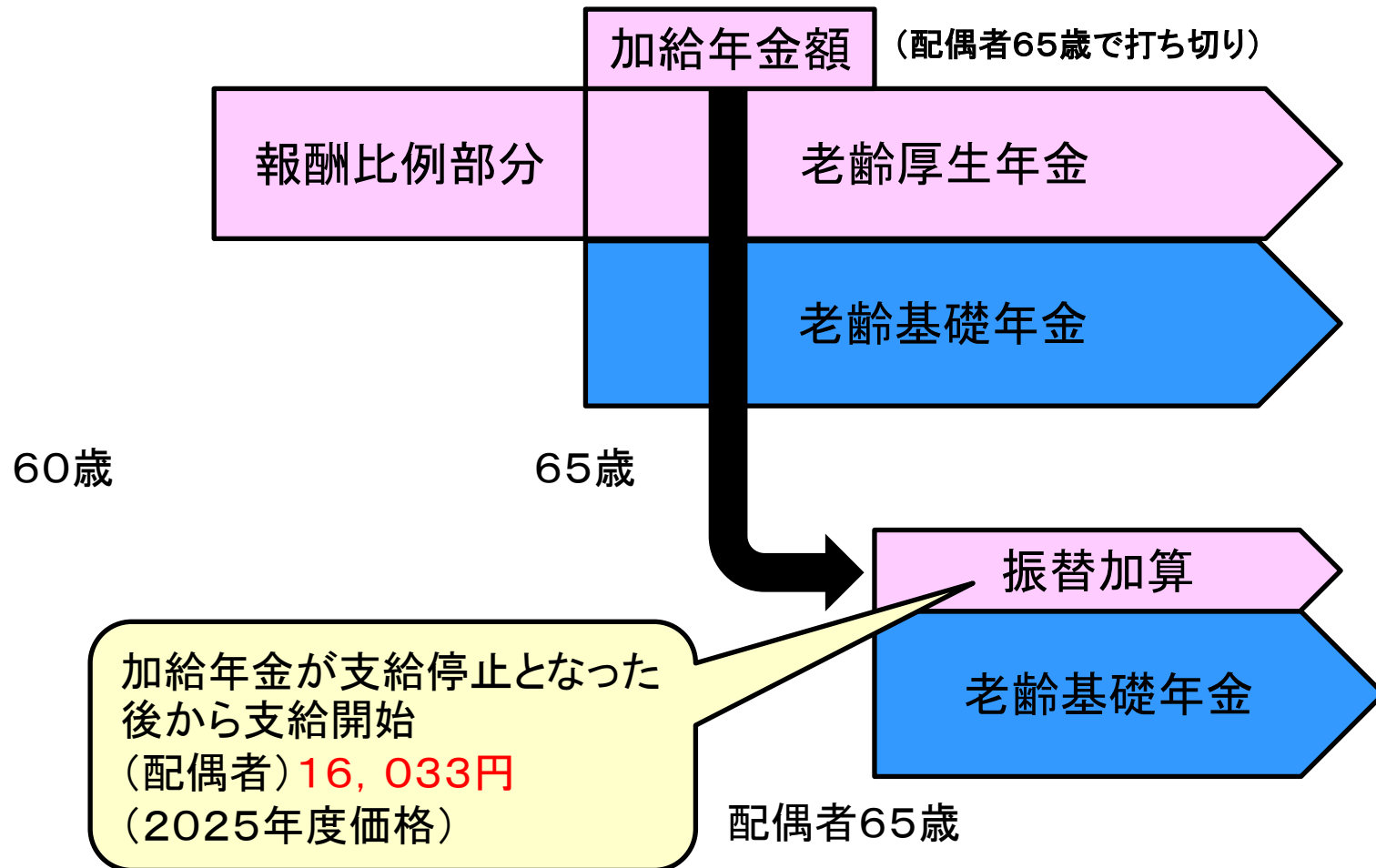
配偶者239,300円(2025年度価格)

子(2人目まで)239,300円(3人目から)79,800円(2025年度価格)

(特別加算額)

配偶者176,600円(2025年度価格)

振替加算について



遺族給付のイメージ

